

# 災害時利用可能な業務用ノートパソコン (eSIM 対応)貸借 実施要領

令和8年6月

釧路市総務部情報システム課

## 1. 趣旨・目的

釧路市(以下「本市」という。)では、令和7年に発生した津波警報への対応において、出先機関や避難先との連絡体制や業務継続に課題が生じたことから、災害時の避難所運営等に備えた通信環境の整備が急務となっている。

そのため、災害時利用可能な業務用ノートパソコン(eSIM対応)(以下「本パソコン」という。)を活用し、モバイル閉域網を利用して庁内LANへセキュアに接続できる環境を整備することで、災害時における連絡手段及び出先機関や避難先での業務継続性を確保するとともに、本パソコンを有線接続で職員の通常業務に使用することで、平時・災害時の両面における有用性を検証する実証実験を実施する。

この実証実験は、中長期的にはLAN設備等に係るコストの削減や働き方改革にも寄与するものであるが、導入効果の検証が必要であることから、試験的に本パソコン及びネットワーク環境を整備し、通常業務での利用に加え、避難訓練等の機会を活用した連絡手段としての実証実験を行うものである。

契約事業者は、これらの事項を実現するための業務用パソコンを本市に賃貸借により提供(以下まとめて「本業務」という。)することとする。

## 2. 本業務の概要

### (1) 本業務の名称

災害時利用可能な業務用ノートパソコン(eSIM対応)賃貸借

### (2) 本業務の内容

「1. 趣旨・目的」に記載する事項に基づき、災害時利用可能な業務用ノートパソコン(eSIM対応)賃貸借仕様書(以下「本仕様書」という。)に記載する本パソコンを本市に賃貸借により提供するものとする。

なお、本パソコンの運用に必要なモバイル閉域網等のネットワーク全体に係る契約は別途契約とし、その内容は企画提案の評価対象とする。

### (3) 本業務の期間

#### ① 納入期限

2026年(令和8年)8月31日まで

#### ② 賃貸借、運用・保守期間

2026年(令和8年)9月1日から2031年(令和13年)8月31日まで

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

### (4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

### (5) 賃貸借契約に係る提案上限額

5年総額 3,710,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

この金額は、本パソコンの賃貸借に関する5年間の費用総額の規模を示すものであり、予定価格を示すものではない。

なお、支払いについては、令和8年9月から60か月の均等払いを想定している。

また、本業務の実施に関しては、最優秀提案者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本市と最優秀提案者で協議の上、決定するものとし、契約締結後の実際の業務内容や進め方については、随時、本市と最優秀提案者で協議し決定するものとする。

### 3. 参加資格要件

本要領に基づき実施する公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)に参加できる者は次に掲げる全ての資格要件を満たす者とする。

- (1) 釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている市内事業者であり、事務用機器または事務用機器リース・レンタルを主要品目として登録する者であること。
- (2) 公告の日から特定結果の通知の日までの間において、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱(平成25年4月1日決裁)の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始または再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税について、未納がないこと。
- (6) 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者には該当しないこと。

### 4. 参加表明書提出要領

#### (1) 作成及び提出方法

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下に記載の必要書類の提出を行うこと。

- ① 提出書類:参加表明書(様式1)
- ② 提出期間:2026年(令和8年)6月16日(火)~6月29日(月)午後5時(必着)
- ③ 提出方法:PDF 形式にて電子メールにより提出すること。なお、提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。
- ④ 提出先:〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地  
釧路市総務部情報システム課 DX 推進係  
E-mail:jo-dxsuishin@city.kushiro.lg.jp

#### (2) 質問の受付と回答方法

- ① 提出期間:2026年(令和8年)6月16日(火)~6月23日(火)午後5時(必着)
- ② 提出先:参加表明書の提出先と同様
- ③ 質問方法:本プロポーザルに係る質問書(様式2)に記入の上、電子メールにて送付すること。  
※表題は、「送信した日付」、「eSIMPC 質疑」と「事業所名」の組み合わせで表示すること。  
例) 釧路商事が令和8年6月18日に送信した場合▶「260618 eSIMPC 質疑【釧路商事】」
- ④ 回答方法:期間内に受け付けた質問に対する回答は、参加表明書を提出した全社に対し、令和8年6月25日(木)までに電子メールで送付する。また、釧路市ホームページにおいても公開する。  
なお、本プロポーザルに直接関係する質問のみ回答を行い、無関係または不適切な質問に対しては、質問自体を公開せず、回答も行わない。
- ⑤ 回答の効果:回答した内容は、本要領及び本仕様書への追加またはこれらの修正とみなす。

#### (3) 結果通知等

提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、令和8年7月1日(水)に審査結果を通知する。

#### (4) その他

参加表明書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された参加表明書は、提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書は、返却しない。

### 5. 企画提案書等提出要領

資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、企画提案に係る書類を提出すること。

#### (1) 提出期間

2026年(令和8年)7月2日(木)～7月13日(月)午後5時(必着)

#### (2) 提出方法及び提出先

参加表明書の提出方法及び提出先と同様

#### (3) 提出書類

- ① 参考見積書:本パソコンの賃貸借期間(令和8年9月1日から令和13年8月31日まで、計60か月)に係る全ての経費を明示し、賃貸借に係る総額及び月額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を示すこと。  
なお、初期費用及びネットワーク全体(モバイル閉域網等)に係る費用は、原則として参考見積書に含めず、企画提案書に記載すること。ただし、賃貸借料と分離することが困難な場合は、その旨を明記したうえで参考見積書に含めて記載することとし、この場合、企画提案書のネットワークに係る費用は当該分を除いて記載することができる。

#### ② 企画提案書:

- ・表紙、目次、提案内容の構成とすること。
- ・提案内容については本仕様書の内容を網羅するとともに、下記の項目を含めて作成すること。
- ・下記の項目の順に記載すること。
  - (ア) 共通事項(業務実施方針、実施体制、実施工程)
  - (イ) 業務環境全体構成(本仕様書の端末、端末から庁内までのネットワーク全体構成等)
  - (ウ) モバイル閉域網の方式、接続性、セキュア接続の考え方
  - (エ) サポート保守、連携体制
  - (オ) 費用に関する事項(初期費用、本仕様書の端末費用、端末から庁内までのネットワーク全体構成の費用について、それぞれの区分を明示した5年間総額、内訳)
  - (カ) 将来性、業務継続性(本格導入に向けた拡張性)
  - (キ) 推奨要件への対応、追加提案、アピールポイント

#### (4) 質問の受付と回答方法

- ① 提出期間:2026年(令和8年)7月2日(木)～7月8日(水)午後5時(必着)
- ② 提出先:参加表明書の提出先と同様
- ③ 質問方法:参加表明書提出時における質問方法と同様
- ④ 回答方法:期間内に受け付けた質問に対する回答は、企画提案書等を提出した全社に対し、令和8年7月9日(木)までに電子メールで送付する。また、釧路市ホームページにおいても公開する。  
なお、本プロポーザルに直接関係する質問のみ回答を行い、無関係または不適切な質問に対しては、質問自体を公開せず、回答も行わない。

- ⑤ 回答の効果:回答した内容は、本要領及び本仕様書への追加またはこれらの修正とみなす。

## 6. 企画提案書の評価及び審査要領

### (1) 審査・選考の方法

- ① 審査は、本市が設置するプロポーザル審査委員会の委員により、提出書類の審査並びに参加者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。審査における評価項目、評価内容及び配点は、「災害時利用可能な業務用ノートパソコン(eSIM 対応)貸貸借 提案評価基準」とおりとする。審査委員会の委員構成は、選定終了まで非公開とする。
- ② 審査の結果、得点が第1位となった者を「最優秀提案者」、第2位になった者を「次点者」として選定し、最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。
- ③ 期間内に本市と最優秀提案者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。
- ④ 参加者が1者であっても、審査委員会による審査を行い、本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を最優秀提案者とする。
- ⑤ 最優秀提案者等との契約手続に関する詳細日程は、別途通知する。
- ⑥ 審査委員会に関する事項は、「災害時利用可能な業務用ノートパソコン(eSIM 対応)貸貸借プロポーザル審査委員会設置要綱」に定める。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要と決定

- ① 日時:2026年(令和8年)7月22日(水)(予定)
- ② 会場:オンラインで実施(Zoom)
- ③ 所要時間:45分
  - ・準備(5分)
  - ・プレゼンテーション(提案書の説明)(20分)
  - ・委員による質問(20分)

### (3) 結果の通知

プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加した全ての提案者に対して、令和8年7月23日(木)までに電子メールで通知する。また、釧路市ホームページにおいても公開する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報(社名、提案内容等)、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問合せについては、一切受け付けないものとする。

## 7. 全体スケジュールと最優秀提案者選定までの事務手順等

### (1) 全体スケジュール

内容	日時
プロポーザル実施	令和8年6月中旬～7月下旬
契約締結	令和8年7月下旬～8月上旬
貸貸借、運用・保守開始	令和8年9月1日～

## (2) 最優秀提案者選定までの事務手順及びスケジュール

内容	日時
第1回プロポーザル審査委員会の開催	令和8年6月8日(月)
公告・実施要領の公開	令和8年6月16日(火)
参加表明書の提出期間	令和8年6月16日(火)～6月29日(月)
参加資格に関する質問受付期間	令和8年6月16日(火)～6月23日(火)午後5時
参加資格に関する質問に対する回答	令和8年6月25日(木)
参加資格決定通知	令和8年7月1日(水)
企画提案書等の提出期間	令和8年7月2日(木)～7月13日(月)午後5時
企画提案書等に関する質問の受付期間	令和8年7月2日(木)～7月8日(水)午後5時
企画提案書等に関する質問に対する回答	令和8年7月9日(木)
プレゼンテーション通知	令和8年7月15日(水)
第2回プロポーザル審査委員会の開催	令和8年7月22日(水)
審査結果通知	令和8年7月23日(木)
契約締結	令和8年7月下旬～8月上旬

## 8. その他留意事項

### (1) 契約に関する基本的事項

- ① 本件の提案に基づく契約の件名は、「災害時利用可能な業務用ノートパソコン(eSIM 対応)賃貸借」とする。
- ② 最優秀提案者の選定をもって企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。
- ③ 契約方法及び支払方法は、釧路市契約規則(平成17年釧路市規則第83号)の規定による。

### (2) プロポーザルに係る留意事項

- ① 参加者は、同一事業内容で複数の提案書を提出することはできない。
- ② 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を電子メールにて提出すること。
- ③ 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- ④ 次のいずれかに該当した場合、失格または無効とする。
  - (ア) 「3. 参加資格要件」を満たしていない場合
  - (イ) 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
  - (ウ) 本要領に適合しないと認められる場合
  - (エ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - (オ) 本要領に定める手続以外の手法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
  - (カ) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- ⑤ 提出物は返却しない。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要範囲で複写することがある。
- ⑦ 提出された企画提案書等は、最優秀提案者等選定の目的以外で使用しない。
- ⑧ 本プロポーザルに伴い本市が収集した個人情報、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- ⑨ 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

## 9. 担当部署

釧路市総務部情報システム課 DX 推進係 担当:西館・合田

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

電話番号:0154-68-5983

E-mail:jo-dxsuishin@city.kushiro.lg.jp